

平成 19 年度第 1 回常務理事会議事録

日 時：平成 19 年 5 月 18 日（金）15：00～17：40

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：吉村 泰典

理 事：井上 正樹、岩下 光利、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、田中 俊誠、平松 祐司、
星 和彦、星合 昊、吉川 裕之、和氣 徳夫

監 事：佐藤 章、丸尾 猛

第 62 回学術集会長：稲葉 憲之

幹事長：矢野 哲

幹 事：新井 隆成、内田 聡子、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、澤 倫太郎、下平 和久、
高倉 聡、橋口 和生、濱田 洋実、阪埜 浩司、平田 修司、福田 淳、堀 大蔵、
増山 寿、由良 茂夫、渡部 洋

総会議長：松岡幸一郎

総会副議長：清水 幸子

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 1 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

総務 1：定款等改定案

総務 2-1：根津八紘会員宛厳重注意処分に付する旨の書信

総務 2-2：関連記事

総務 2-3：根津八紘会員よりの回答書

総務 2-4：5 月 3 日付読売新聞「根津院長の処分即時撤回求める」

総務 3-1：東京地裁判決に対する本会コメント

総務 3-2：判決要旨

総務 3-3：関連記事

総務 3-4：大谷医師等訴訟 判決言渡 報告

総務 4-1：県立大野病院事件第 4 回公判関連記事

総務 4-2：日本消化器病学会「声明文」

総務 4-3：4 月 30 日付読売新聞「医師逮捕、心キレた」

総務 5：公明党「医師不足問題対策本部ヒアリングのお願い」

総務 6：金原出版(株)「絨毛性疾患取扱い規約 改訂第 2 版」500 部増刷許可の依頼状

総務 7：会員からの意見

総務 8：4 月 30 日付読売新聞「受診最初は総合科」

総務 9-1：法務省からの「懐胎時期に関する証明書（案）」に対する本会の 4 月 18 日付回答書

総務 9-2：法務省「証明書の誤記と刑法の適用について（回答）」

総務 9-3：本会の 4 月 27 日付「懐胎時期に関する証明書（最終案）」

総務 9-4：法務省「婚姻の解消又は取消し後 300 日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いに関する通達
の周知について（依頼）」

総務 9-5：本会ホームページ「婚姻解消後 300 日以内の出生子について」

総務 9-6：関連記事

総務 10：日本産婦人科医会「医政局長通知の周知徹底のお願い」

総務 11：日本産婦人科医会「助産所との嘱託医契約・合意についてのお願い」

総務 12：日本医学会「第 1 回臨床部会会議開催通知」

総務 13：日本内科学会「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 協力学会関係者向け解説書」

総務 14：厚生労働省試案「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」
に対する意見書

総務 15：日本母性衛生学会からの設立祝賀会開催通知

総務 16：第 34 回世界胎児・新生児生理医学会後援のお願い
総務 17：会員へのお知らせ
総務 18：サン・クラブ 依頼状
総務 19：神奈川県産科婦人科医学会/本会神奈川県地方部会「神奈川県内の産科医療機関における分娩取り扱回数調査結果報告について」
総務 20：5 月 12 日付朝日新聞「原因究明が目的 医療版事故調」
総務 21：大学評価・学位授与機構「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の推薦について（依頼）」
総務 22：シンポジウム「母と子の命を救う救急医療ネットワーク」後援のお願い
総務 23：第 14 回世界絨毛性疾患会議組織委員会「第 14 回世界絨毛性疾患会議に対する後援依頼について」
総務 24：日本がん治療認定医機構からの書信
会計 1-1：改善が完了していない事項に係る改善の検討状況・進捗状況報告
会計 1-2：文科省「実地検査の結果について（通知）」
渉外 1：FIGO Memorandum 「FIGO/BSP Fellowship for Post-Doctoral Research」
渉外 2：AFOG 「Educational Fund Project」
渉外 3：ACOG 55th Annual Clinical Meeting
社保 1：厚労省宛要望書（案）
社保 2：日本更年期医学会「更年期の医療環境整備についての政策提言」要望書（案）
倫理 1：4 月 29 日付朝日新聞「友人・姉妹間卵子提供へ」
倫理 2：生殖補助医療関連記事
広報 1：JSOG-JOBNET 事業報告
広報 2：ACOG Web 会員アクセス可能人数について
広報 3：JSOG ホームページアクセス状況
将来計画 1：5 月 11 日付日経新聞「小児・産科に診療報酬厚く」
将来計画 2：5 月 13 日付読売新聞「医学部に地域勤務枠」
AOCOG2007 1：演題応募状況、事前登録状況（国別）
AOCOG2007 2：50 周年記念誌受諾状況
AOCOG2007 3：ファイナルアナウンスメント
その他 1：日本産科婦人科学会役員、議長、副議長、幹事、委員会委員
無番：平成 19 年度役員・幹事・委員会委員名簿

15：00、理事長、常務理事の総数 11 名のうち 10 名が出席（岡井常務理事欠席）し、定足数に達したため、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、総務及び会計担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

冒頭、新体制での初回常務理事会であるため吉村理事長より挨拶があり、理事会内委員会として将来計画委員会と男女共同参画検討委員会を設置すること及び大谷裁判で本会が全面勝訴したことが報告され、裁判に関係された諸先生のご苦勞を慫慂された。引き続き丸尾監事より第 59 回学術集会が成功裏に開催されたことに対する謝意の表明があった。

I. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務（落合和徳理事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

- ①中村恒壽功労会員（長崎）が 4 月 23 日に逝去された。（弔電・生花手配済）
- ②國重憲功労会員（島根）が平成 18 年 7 月 24 日に逝去された。（平成 19 年 4 月 23 日付地方部会より連絡有）
- ③小川重男功労会員（群馬）が 5 月 4 日に逝去された。（5 月 14 日付東京慈恵医大より連絡有）
- ④清田祐史功労会員（熊本）が 5 月 10 日に逝去された。（弔電・生花手配済）

(2) 副理事長、副幹事長の設置に伴う規程の改定について [資料：総務 1]

第1回理事会で決定した副理事長、副幹事長の設置の方針に伴い、来る6月15日の運営委員会、16日の第2回理事会に向け、[資料：総務1]の内容で定款、定款施行細則、役員および代議員選任規程、理事会運営内規の改定を諮りたい。

落合理事より「資料にある定款改定案で、第14条は副理事長2名以内、常務理事10名以内としているが、副理事長が常務理事を兼務するか否か議論頂きたい」

吉村理事長「常務理事10名の中から副理事長2名を選任することを考えている」

佐藤監事「副理事長を常務理事以外から選出する場合、どこから選ぶのかとの問題がある。各ブロックから選任される理事とは別枠で選出するとなると定款を大幅に改定しなければいけない」

落合理事「飽くまで理事会の理事の中から副理事長を選任することとなるので、全体の理事数が変わるわけではない」

松岡議長「常務理事10名の中から副理事長を選任し、括弧内で〇〇担当常務理事とすれば問題ないと思う。定款上理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事が代行することとしているが、その第1位に副理事長を指名すれば宜しい」

吉村理事長「理事長の選出方法についても運営委員会で検討して頂きたい」

吉川理事「理事長並びに理事の任期についても現状分かりにくいので明確化することを検討して頂きたい」

吉村理事長「学術集会終了日までは前理事長の任期で宜しいかと思う」

以上協議の結果、副理事長設置に伴う規定の改定、理事長選出方法及び役員の任期について6月の運営委員会で検討することを、了承した。

(3) 根津八紘会員の嚴重注意処分について

①平成18年度臨時理事会での審議を踏まえ、根津八紘会員に対し嚴重注意する旨の文書を送付した(4月14日)。[資料：総務2-1, 2-2]

②嚴重注意処分に対する撤回要求の回答書を同会員より受領した(5月7日)。[資料：総務2-3]

撤回要求への対応につき協議したい。

松岡議長「何ら対応する必要はないと考える」

協議の結果、特に対応しないことを、承認した。

星合理事より「大谷裁判の判決文では、根津会員が平成15年の和解時に学会の会告を遵守することを誓約しており、会告違反を理由とした学会による除名処分の差止めを求めることは許されないとの厳しい文言となっている。裁判所による和解という法的な根拠のあるものについて特に対応しなくて宜しいのか」

落合理事「本会の対応として考えられるのは、退会を勧告することであるが、今回裁判所の判決が出たこともあり、次の対応を検討して頂きたい」

吉村理事長「根津会員が新たな学会を設立するとの報道もあり、そのような段階で退会勧告をすることを考慮しなくてはいけない。訴訟やこういった人々を除名したりするのは賢明な手段とは思えない。今後の対応については倫理委員会で検討して頂きたい」

星合理事「本会内の意見としてはそれで良いと思うが、裁判所が絡んだ和解条項に違反していることを本会が無視してよいのかということである」

吉村理事長「その点については平岩弁護士と相談したい」

松岡議長「退会勧告は、従わなければ除名処分するとの条件付きである。従って総会に諮らなければいけない。4月の臨時理事会ではそれを踏まえて嚴重注意処分とした経緯がある」

吉村理事長「本職の意図するのは自主退会勧告である。法的問題も絡むので平岩弁護士とよく相談する」

③読売新聞5月3日付記事「根津院長の処分即時撤回求める」 [資料：総務2-4]

(4) 大谷裁判について

5月10日東京地裁709号法廷にて判決が言い渡され、本会の全面勝訴となった。

[資料：総務3-1, 3-2, 3-3]

(5) 県立大野病院事件について

①第4回公判が4月27日に開催された。第5回公判は5月25日に開催される予定である。

[資料：総務4-1]

②日本消化器病学会より声明文を受領した(5月2日)。**[資料：総務4-2]**

③読売新聞4月30日付記事「医師逮捕、心キレた」**[資料：総務4-3]**

(6) 公明党より医師不足問題対策本部のヒアリングに本会の出席依頼があり、5月8日に将来計画委員会澤倫太郎副委員長が出席し意見を開陳した。**[資料：総務5]**

(7) 第59回総会に於いて、中村靖代議員より禁煙宣言の作成と採択の要望が提出された。6月15日の運営委員会、16日の理事会にて禁煙宣言の作成と採択につき検討することと致したい。

特に異議なく、了承した。

(8) 金原出版(株)より「絨毛性疾患取扱い規約 改訂第2版」500部の増刷許可の依頼があった。

[資料：総務6]

特に異議なく、承認した。

(9) 会員より平成18年度第4回理事会議事録に関する意見を受領した。**[資料：総務7]**

平松理事「医師不足の診療科に対する補助金は病院によって捉え方が違うので、本会として産婦人科救済措置に使われているかをチェックすることが必要と思う。また、補助金を使いやすいように改定してほしいとの要望書を文科省に提出して頂きたい」

落合理事「どういう対応ができるか検討したい」

和氣理事「本会としての対応は難しいと思う。国立大学病院の教育プログラムに関わる資金であるので、病院長が文科省と交渉しなければいけない。2年経つと自動的に中間評価をしなくてはならないが、中間評価をパスしないとその後の補助がなくなることとなる」

岡村理事「各国立大学病院が個別に対応すべき問題であり、本会が産婦人科に充当して欲しいというのは難しい。本会が関与する問題ではないと思う」

平松理事「地域周産期センターにも大きな資金が動くようである」

吉村理事長「その点については産婦人科医療提供体制検討委員会で検討することとしたい」

松岡議長「資料にあるメールの真贋、内容が事実かを確認する必要がある。会員かもしれないが、データベースに登録のないメールに基づいて議論するのは如何なものか」

吉川理事「この補助金は国立大学病院の医師不足の5つの診療科と看護部に対して30百万円の予算を出し、資金使途としては教育に対して支出するものである。しかし大学病院によってはそれを診療科に伝えずに病院の一般財源として使っているところもある。しかも人件費として使うのではなく、医師不足の科が教育をしてリクルートをさせるような予算である。各病院の実態を把握しないと動けない」

平松理事「前回の学術委員会でこの問題につき話をしたとき、幾人かの国立大学教授より事務が他の目的に使用しようとしているとの発言があったので、メールは信頼できると思う」

(10) 第63回学術集会長候補者の公募について **[資料：総務17]**

第63回学術集会長候補者の公募について、「会員へのお知らせ」をホームページ及び機関誌7月号に掲載したい。(機関誌原稿締切：6月10日)

なお、第63回学術集会長候補者選定委員会の委員及び委員長を選出し、第2回理事会で承認を得る予定である。

(11) NPO 法人サン・クラブより「脳脊髄液減少症」に関して本会会員に周知徹底を依頼する書信を受領した。**[資料：総務18]**

(12) 神奈川県産科婦人科医会/本会神奈川地方部会より、神奈川県内の産科医療機関における分娩取り扱い数調査結果報告書を受領した(5月17日)。**[資料：総務19]**

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①読売新聞 4 月 30 日付記事「受診最初は総合科」 [資料：総務 8]

②「健やか親子 21 推進協議会」への本会からの参加について

「健やか親子 21」は厚生労働省雇用均等・児童家庭局主導で平成 13 年～22 年までの取組みの運動として実施されている。平成 13 年度より本会から複数名の先生が参加してきた。参加した本会の先生から「産婦人科医療等が直面している課題と『健やか親子 21 推進協議会』が掲げる課題との間に温度差がある」との指摘があったが、一方参加している意義もある。因みに平成 17 年度～18 年度の本会からの幹事会メンバーは、岡村州博先生、北川道弘先生、齊藤英和先生、吉田幸洋先生であった。については今後の「健やか親子 21」に対する本会の取組みスタンスの確認及び平成 19 年度～20 年度の本会からの参加メンバーにつき諮りたい。

岡村理事「実際の運営は日本母乳の会であり学術団体として本会が参加する意義は余りないと思う」

佐藤監事「確かにそうであるが、医会をはじめ多くの関係団体が参加しているので撤退するのは不味い雰囲気である」

松岡議長「健やか親子 21 の国の位置付けは国民運動であり、国の他の事業に冠を付けているのが現状である。云わば奉加帳に名前を連ねているだけである」

佐藤監事「参加していないと議論があらぬ方向に行った場合、修正が出来なくなる」

以上協議の結果、平成 19 年度～20 年度の本会からの参加メンバーとして桑江千鶴子先生と清水幸子先生に依頼することを、承認した。

(2) 文部科学省

特になし

(3) 法務省

①法務省からの「懐胎時期に関する証明書(案)」に対する本会の 4 月 18 日付回答。[資料：総務 9-1]

②法務省からの 4 月 23 日付回答 [資料：総務 9-2]

③本会の 4 月 27 日付「懐胎時期に関する証明書(最終案)」 [資料：総務 9-3]

④法務省民事局長通達及び本会ホームページへの掲載について [資料：総務 9-4, 9-5]

⑤300 日問題関連記事 [資料：総務 9-6]

落合理事より「本日法務省の審議官及び担当課長が来所し、本会の協力に対し謝意の表明があった。実際の事例に関し問題が生じた場合は法務省と本会とで対応を協議していくとの了解を得ている」との報告があった。

吉村理事長「澤幹事と久具幹事には色々のご苦勞頂いた。会員からこのような事例にはどう対応したらよいかとの質問が来ている。こういった質問に 100%正しい答えを出すことが出来ない状況である。そのような場合に医師が証明書を書かなくても不利益を被らないようにして欲しいと本日面談時に法務省に伝えた。法務省としては書けない場合はやむを得ないということであった。本会が結論を出せない事例についてはその都度法務省に照会することとしたい」

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

①支部長宛「医政局長通知の周知徹底のお願い」について [資料：総務 10]

②「助産所との嘱託医契約・合意についてのお願い」について [資料：総務 11]

(2) 日本医学会

①本会の理事長の交代に伴い、日本医学会の本会評議員を武谷雄二前理事長から吉村泰典理事長に変更する手続きを行いたい。なお、連絡委員は落合和徳総務担当常務理事、用語委員は岩下光利教育担当常務理事となっており、変更は行わない。

特に異議なく、承認した。

②第 1 回日本医学会臨床部会会議に評議員または推薦者 1 名の出席方依頼があった。(日時：平成 19

年6月20日(水)15:00~17:00、場所:日本医師会館 [資料:総務12]

落合和徳常務理事の出席を、了承した。

(3) 日本助産師会

①日本助産師会の創立80周年記念式典(日時:5月15日(火)、記念式典会場:九段会館一階ホール)に吉村泰典理事長が出席した。

(4) 日本内科学会

①「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における協力関係学会説明会が4月23日に開催され、本会より落合和徳常務理事が出席した。 [資料:総務13]

落合理事より「モデル事業事務局から、解剖の実施に立ち会う臨床立会医、協力医、各地域で行われるモデル事業の検討会の評価委員のなり手がいなくて困っているのが現状であり、各学会の評議員以上の先生には協力をお願いして欲しいとの依頼が協力関係学会にあった」との報告があった。

②厚生労働省試案「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」に対する意見書について [資料:総務14]

③朝日新聞5月12日付記事「原因究明が目的 医療版事故調」 [資料:総務20]

(5) 日本母性衛生学会

日本母性衛生学会は平成19年3月26日付で法人格を取得し、有限責任中間法人日本母性衛生学会となった旨通知があり、併せて設立祝賀会への出席の依頼があった。(日時:6月2日(土)18:00~、場所:東京 笹川記念会館) [資料:総務15]

協議の結果、祝電を手配することを、了承した。

(6) 大学評価・学位授与機構

同機構より、国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の推薦について依頼があった(回答期限:6月15日)。 [資料:総務21]

なお、同機構の機関別認証評価に係る専門委員1名を本会より推薦しており、既に専門委員に就任されている。

人選については吉村理事長と総務に一任することを、了承した。

(7) 日本がん治療認定医機構

同機構より、①同機構認定制度との連携、協力の可否、②同機構新規開設委員会「関連学会連絡委員会」へのご参加、③認定医制度規則第17条適応の申請、④業績基準について、本会の学会機関誌等の追加・変更、につき回答して欲しい旨の依頼があった。(回答期限:5月22日) [資料:総務24]

落合理事「本会婦人科腫瘍委員会に主たる連絡等をお願いすることが実務的かと思う」

和氣理事「その意見に異議はないが、現在全国的にがん拠点病院やそこに勤務するコメディカルを含めた教育プログラムが動いておりその辺との関連、摺り合わせを考えておかないと柱ばかりが出来て有効に機能しないと思う」

落合理事「連携、協力を拒む理由もないので、アンケートの回答には連携・協力したいとし、連絡委員会には本会婦人科腫瘍委員会の委員に出席して頂き、日本婦人科腫瘍学会と連携を取りながら対応することで如何か」

吉村理事長「認定医の登録が近々開始されると聞いている。個人の資格で申請してよいのか」

落合理事「本会を通す必要はない。今年末から来年初に試験をするとの方向で進められているようである」

和氣理事「がん拠点病院(厚労省主管)や教育プログラム(文科省主管)がかなり動き出しており、将来的に認定医機構のライセンスを持っていることが要件となるのかということである。重要度がどの程度かを認識しておかなければいけない」

落合理事「日本婦人科腫瘍学会から小西先生が出ており、本会と兼ねて頂いても宜しいかと思う」

吉村理事長「参加した方がよろしいのか」

吉川理事「日本婦人科腫瘍学会や日本癌治療学会の専門医でなくても本機構の認定医をとることは可能である。逆に本機構の認定医でなくても日本婦人科腫瘍学会や日本臨床腫瘍学会の専門医になれる。これは日本癌治療学会が始めたシステムであり無視はできないので、うまく付き合っていくべきである」

井上理事「本機構が試験をすとしても産婦人科専門医が間に入らないと認定ができないのではないか。専門医を追認するだけの日本専門医認定機構と同様の問題が生じるのではないかと危惧する」

嘉村理事「婦人科腫瘍に関しては日本婦人科腫瘍学会が独自の専門医制度をもっている。そこで本がん治療認定医機構が認定するのは例えば大腸がんのように腫瘍専門医制度がない分野における医師が対象になるのではないかとと思われる」

落合理事「日本婦人科腫瘍学会の専門医制度の内容を本機構に送っており、それがエンドースされれば日本婦人科腫瘍学会の専門医であれば自動的に本機構の認定医がとれるものと思う」

以上協議の結果、本機構に対しては連携・協力したい旨回答し、連絡委員会には小西先生に参加して頂くか、本会の婦人科腫瘍委員会の委員に参加して頂く方向性を、了承した。

〔IV. その他〕

(1) 日本子ども虐待防止学会より「第13回学術集会・みえ大会」（開催日：平成19年12月14日～15日、会場：三重県総合文化センター）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（4月9日）。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(2) 第11回日本医療情報学会春季学術大会事務局より「第11回日本医療情報学会春季学術大会（シンポジウム2007）」（開催日：平成19年6月15日～16日、会場：大阪国際交流センター）の協賛についての依頼書を受領した（4月16日）。

経済的負担がなく、協賛を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(3) 東京がん化学療法研究会より「第8回臨床腫瘍夏期セミナー」（開催日：平成19年7月26日～27日、会場：ヤクルトホール）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（5月2日）。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(4) 第34回世界胎児・新生児生理医学会（代表 東北大学/岡村州博教授）より「第34回世界胎児・新生児生理医学会」（開催日：平成19年8月26日～29日、会場：ホテル仙台プラザ）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（5月9日）。[資料：総務16]

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(5) 東北大学/岡村州博教授よりシンポジウム「母と子の命を救う救急医療ネットワーク」（開催日：平成19年7月21日、会場：仙台国際センター）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（5月16日）。[資料：総務22]

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(6) 第14回世界絨毛性疾患会議組織委員会和氣徳夫会長より「第14回世界絨毛性疾患会議」（開催日：平成19年11月11日～14日、会場：JALリゾートシーホークホテル福岡）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（5月17日）。[資料：総務23]

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

2) 会 計（岡村州博理事）

(1) 地方部会宛通知

①各地方部会宛に、1. 平成 19 年度会費、2. 過年度会費滞納者への機関誌発送停止と滞納会費納入依頼、3. 会費の送金方法、4. 入退会の取扱い、5. 住所移動などの連絡、6. 物故会員への弔電、などについて通知した。

②該当地方部会宛に、会員資格喪失の取扱いならびに対象となる 2 年以上会費滞納会員に対し会費納入の意思確認を依頼する文書を送付した。なお、事務局からも会費滞納会員に対し未納の場合会員資格喪失となる旨の文書を直接送付する予定である。

(2) 決算監査と会計担当理事会の開催

6 月 8 日に平成 18 年度の決算監査を行い、併せて会計担当理事会を開催する予定である。

(3) 文部科学省の現地検査（平成 18 年 9 月 26 日）で指摘された改善指摘事項に関する本会の対応について [資料：会計 1-1, 1-2]

岡村理事より資料に基づき説明があり、「将来的には事業年度と会計年度、学術集会と総会といった期日の関係を適切なものに変えていく必要がある。学術講演会会計に関しては次回の会計担当理事会で議論したい。将来計画委員会でも議論して頂ければと思う」との見解が示された。

吉村理事長「最近他の色々な学会では学術講演会会計を一般会計に組み入れるべきであるとの指導を受けているところである。学術講演会だけで会計を済ませることはこれから先難しくなる状況になるものと思われる」

荒木事務局長より文科省指導による学術講演会会計設置の経緯の説明があった。

丸尾監事「他学会は文科省に 3 ヶ月以内に報告しているのか」

荒木事務局長「他学会の多くは学術講演会に関わる収支は一般会計に入れている状況とのことであるが本職は承知していない。一般会計に組み入れず別会計とした方が収支は明確となり、透明性の観点からは本会の会計処理が適切と思うが、3 ヶ月以内に報告との平仄を合わせるならば、一般会計で処理することも検討課題にしなければならないと考える」

丸尾監事「他学会は総会で決算の承認を得ているのか。総会を決算の承認のためだけに開催するのは現実的には難しいと思う」

荒木事務局長「その点については今後調査したい」

松岡議長「公益法人の基準に関して厚労省と文科省では対応が違う。厚労省所管の医会では年 2 回総会を開催しており、3 月末の総会では次年度予算、事業計画等の承認を得て、6 月末に決算だけのために総会を開催している。このようにして 3 ヶ月以内に厚労省に決算報告を行い、基準をクリアしている。学会は学術講演会会計の取り扱いの問題があるので、実態はより複雑である。年に 2 度総会を開催しても、前年度の学術講演会決算を次年度に承認することとなる。経費も相当かかることとなる」

荒木事務局長「引き続き文科省には本会の実情を説明して参りたい」

吉村理事長「将来的には学術講演会会計を一般会計に組み入れないといけない。日本生殖医学会は既に一般会計に組み入れている。会計でよく検討して頂きたい」

岡村理事「学術講演会会計の責任は学術集会長ではなく飽くまでも本会にあることを確認しておきたい」

星合理事「地方部会の学術集会を本部の会計で負担している学会もある」

吉村理事長「本会が会計の責任を持つのであり、学術集会長が色々と考えなくてはいけない状況は数年後にはなくさなければいけない」

以上協議の結果、資料にある本会の回答を、承認した。

3) 学 術 (吉川裕之理事)

(1) 会議開催

①平成 18 年度第 2 回学術講演会評価委員会を 5 月 31 日に開催し、第 59 回学術講演会の事後評価を行う。

②平成 18 年度第 4 回総会会場固定化評価委員会を 5 月 31 日に開催する予定である。

吉川理事より「固定化評価委員会の中間報告を 31 日に纏めて頂き、それを受けて 6 月以降の学術委員会で総会会場固定化に関して早急に検討していく予定である」との報告があった。

吉村理事長「第 59 回学術講演会に関しては担当校から詳細な実務報告を受領しており、それも踏まえて検討して頂きたい」

岡村理事「事務局の機能を強化してかなりの部分を事務局で肩代わりすることが会場固定化の前提であったが、現実的には殆ど変わっていないと思う。担当校がやらなくてはいけない部分、PCO をお願いする部分もかなりあり、前提がきちんと進行しているのか疑問である。会場固定化と連動しているので、その辺の評価も是非お願いしたい」

丸尾監事「第 59 回では財源が大きく変化した経緯があり、PCO に外部委託してスムーズに乗り切ることをまず考えた。現実的には事務局機能強化と逆行することとなった。事務局には色々やろうとする姿勢を見せて頂いた。しかし、本部に人が増えていない中、担当者に過重の仕事を任せて何かの間違いが起こるよりも、手馴れた PCO に任せる方がリスクは小さいと判断し、事務局の申し出を断った経緯がある」

和氣理事「固定化評価に関わっていたので報告したい。固定化評価委員会は会員の動向だけではなく、会計の透明性、経費節減効果、事務局機能強化等々に関して中間評価を出すことになっている」

吉村理事長「神戸大学がどのような点に苦勞されたかをも考慮して頂きたい。会場費も決して安いとは思わない。時代もこの 4~5 年で大きく変わっているので、総合的に判断をして頂き、なるべく早い機会、出来れば夏休み前に結論を出して頂きたい」

(2) 第 59 回総会ならびに学術講演会について

第 59 回学術講演会は平成 19 年 4 月 14 日~17 日国立京都国際会館で開催された。参加者総数は 4,500 名（会員 3,997 名、会員外 296 名、IS 参加外国人 86 名、研修医・学生（無料）121 名）であった。

4) 編集（岡井 崇理事欠席につき下平和久幹事）

(1) 会議開催

①5 月 JOGR 編集会議、和文誌編集会議を 5 月 11 日に開催した。

(2) 英文機関誌（JOGR）投稿状況：2007 年投稿分（4 月末現在）

投稿数 216 編（うち Accept 12 編、Reject 54 編、Withdrawn 8 編、Under Revision 18 編、Under Review 102 編、Pending 22 編）

(3) **下平幹事**より JOGR の出版業務に関し「現在出版業務を委託している B 社の他 2 社に見積もりを提出させ、先日プレゼンテーションが行われた。前回の常務理事会で決定は編集長に一任されており、最終的に現在委託している B 社に決定した。年間約 10 百万円強の値下げが提示されたこと、及び 2 年毎に契約を見直すこととなり、その際条件次第では他社に変更するとの含みを持たせての結論となった」との報告があった。

5) 渉外（嘉村敏治理事）

[FIGO 関係]

(1) FIGO の発展途上国の留学希望者に対する奨学金制度に関して広報を通じてホームページ上で紹介した。[資料：渉外 1]

嘉村理事より「途上国の研究者を本邦が引き受けるに当たり、財源のない学術機関があると思うが、留学希望者や会員に FIGO の奨学金制度をアナウンスして頂き、資料にある Application Form を FIGO 宛に提出して頂くことを周知して頂きたいとの依頼があった」との説明があった。

[AFOFG 関係]

(1) AFOFG からの Educational Fund に対する寄付の件について [資料：渉外 2]

嘉村理事より「AFOFG は AFOFG Educational Fund を新設し、目標額を 100 万ドルとしている。事業内容はいま一つ明確ではないが、AFOFG の本会会計とは別の口座をフィリピンに作り、そちらに寄付を募るとのことである。事業開始は AOCOG2007 が開催される今年 9 月からであり、2 年間で 100 万ドルを集めるので日本にも協力して欲しいとのことである。日本は SSR - YGA や YSA、あるいは JOGR の編集事業

にかなり貢献しているのでそれで十分かとも思うが、事業内容等を詳しく照会した上で対応を検討したい」との報告があった。

丸尾監事「昨年 11 月のクアラルンプールでの AFOG 理事会では、Fund はこれから寄付を募るのではなく、大きな Donation があつたと聞いている。村田 AFOG 会長もご存知と思う」

嘉村理事「資料にもあるが、個人向けの寄付の申込書が作成されており、今後寄付を募るようである。AOCOG2007 の日本開催、AFOG50 周年、会員数からして日本に期待しているものと思われる」

吉村理事長「韓国や台湾等他国と歩調を合わせる形で対応を考えたい」

(2) SS Ratnam - Young Gynecologist Award (SSR - YGA) に 100 万円、Young Scientist Award (YSA) に 50 万円の援助を行った。

[ACOG 関係]

(1) ACOG 55th Annual Clinical Meeting (5 月 5 日～9 日、於 San Diego) について [資料：渉外 3]

落合理事より「ACOG 55th Annual Clinical Meeting が San Diego で開催され、本会から丸尾監事、本職、阪埜幹事、小林幹事、若手医師 10 名が参加した。若手医師からは非常に有意義であつたとの感謝の手紙を受領している。若手医師のモチベーションをどう上げていくかに関して、ACOG では Young Fellow の Junior College があつてそこで学会のプログラムを幾つか企画しているとのことである。それを手本に本会でも取り上げてみては如何かと提案をしている。世界中から参加者があつて、情報交換の場でもあつたので、詳細な報告は理事長宛に提出している」との報告があつた。

嘉村理事より「韓国産婦人科学会の学術集会が 10 月にあり、会長のナム教授から理事長宛に招待状が届いている。また、若手医師 5 名を招待したいとの話しも来ており、渉外で検討している。4 月には韓国から 5 名の若手医師を招待したので、そのお返しの意味があるものと思う。毎年続けたいとのニュアンスもあり、吉村理事長には韓国での学会に出席して頂きたい。イタリアの産婦人科関係の学会から吉村理事長と武谷理事に講演の依頼があつた」との報告があつた。

6) 社 保 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①平成 19 年度第 1 回社保委員会を 5 月 18 日 (19:00～) に開催予定である。

(2) 日本癌治療学会癌保険診療対策委員会調査について

(3) 日本医師会疑義解釈委員会「平成 19 年度第 1 回供給停止予定品目 (19 疑 1420)」について、理事、社保委員に検討を依頼した。

(4) ハイリスク分娩管理料の改定に関する要望書について [資料：社保 1]

岡村理事より「実際に運用してみると殆どハイリスク分娩管理料はとれない。東北大学附属病院で調査したところ、この 1 年間で 9 例しかとれていない。何故かという管理したものは分娩を伴わないといけなくて、治癒後に自然分娩であればとれない。学会から要望書が提出されれば検討させて頂きたいというのが、保険局医事課の反応であつた。要望書の内容は資料にある通りである」との提案があつた。

吉村理事長「社保の問題は実利的で最も大切である。産婦人科を守るためには社保がどのくらい要望が出来るかが常務理事会でも極めて重要な課題であると認識している。この要望書では対象疾患を 27 週までの早産としているが、例えば 30 週とかに変更することは可能であるか」

岡村理事「勘違いで早産の予防の管理をしているものはそのままとれると思っていたが、ところがこの間に分娩しなくてはいけない、それも保険適用がなければだめだということが後でみたらこれは無理だとなつたので、この部分を変えていかないと何もとれないということになりかねない」

岩下理事「27 週できつたのは予算の関係で政策的なものか聞いている。MFICU に入っている場合管理料をとっているが、ハイリスク分娩管理料をオーバーラップしてとれるのか」

岡村理事「それは無理である。地方で MFICU はないがこういう管理をしている病院に対してハイリス

ク分娩管理料をつけたいとの意図と思う」

岩下理事「1 施設で 3 人以上の産科医がいけないとか、その辺の縛りをつけて頂ければ、一般の病院ではなく大きいところで周産期をやっているところはとれると思うので検討して頂きたい」

和氣理事より「要望書については本日の社保委員会で議論して、その結果を吉村理事長と岡村理事に報告した上で厚労省に提出したい」との見解が示され、特に異議なく、了承した。

吉川理事「MFICU の関連で、重複しなければとれるようにして頂きたい」

清水副議長「医会の社保担当常務理事に同じことを質問したことがあるが、その時点での回答は MFICU 加算が終わった後にこの疾患の状況に該当すれば後から加算していいとのことであった」

岡村理事「連続して分娩がないと加算されないの、そこが一番問題である」

清水副議長「当初は妊娠がついていたが、予算の関係で削除されたのが実情である」

(5) 社会保険委員会委員について、4 名の委員（太字）を追加したい。

委員：**秋山 敏夫**、石河 修、石渡 勇、内田 聡子、岡井 崇、落合 和徳、亀井 清、
坂田 寿衛、櫻木 範明、白須 和裕、西井 修、橋口 和生、平原 史樹、堀 大蔵、
松田 静治、宮崎亮一郎、**安田 允** (以上 17 名)

委員追加について、特に異議なく、承認した。

(6) 日本更年期医学会「更年期の医療環境整備についての政策提言」要望書（案）について

[資料：社保 2]

和氣理事より資料に基づき説明があり、「生殖医学会、更年期医学会、婦人科腫瘍学会など複数の学会と連動して厚労省に要望書を提出したい」との提案があり、特に異議なく、了承した。

(7) **和氣理事**より「厚労省が産科診療に対し支援をする動きが報道されている中で、本会として吉村理事長と産婦人科医療提供体制検討委員会海野委員長の間では、①現状では地域周産期医療センターに MFICU 加算がついていないのでそれを新設する、②総合周産期の MFICU 加算は 14 日間に制限されているので、その撤廃を申請する、③緊急搬送時に現場の医師には手当が支給されないの、病院とは別個に支給できるようなシステムを構築する、との案が考えられている」との報告があった。

吉村理事長「今はそのようなことを要求するべき時期であると思うので、社保と相談しながら検討したい」

岡村理事「MFICU そのものの基準も考えて頂きたい。MFICU は当直がないといけませんが、今は医師が不足しているのでどうしようもない。当直でないといけないとの基準があるがためにとれないところが結構あるので考えて頂きたい」

和氣理事「MFICU の加算の請求に関してはもっと大きな問題がある。旧国立大学は多くのところが総合周産期になれていない。独立行政法人化して以前の縛りがなくなったので、地方自治体に申請すれば総合周産期に格上げが可能である。因みに九州大学も総合周産期になる予定である。この動きに連動して各旧国立大学は地方自治体に申請して頂ければと思う。当直の件に関しては改めてこちらから要求していきたいと思う」

吉村理事長「社保だけではなく、産婦人科医療提供体制検討委員会でも同時に平行して検討していきたい。これは産婦人科にとって極めて重要な問題であるので、宜しく願いたい」

7) 専門医制度（星 和彦理事）

(1) 会議開催

①平成 19 年度第 1 回中央委員会を 5 月 19 日に開催する予定である。

(2) 第 59 回学術講演会生涯研修出席証明シール配付数(括弧内は第 58 回学術講演会)

1 日目：1,933 枚 (1,944 枚)、2 日目以降：2,951 枚 (3,173 枚)、合計 4,884 枚 (5,117 枚)

(3) 専門医認定二次審査

面接試験担当者及び試験実行委員に面接試験担当の依頼状を送付した(4 月 27 日)。

8) 倫理委員会 (星合 昊委員長)

星合理事より久具幹事が代理で倫理の報告をするとの説明があった。
以下、久具幹事より報告があった。

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成 19 年 4 月 30 日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：65 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：610 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：570 施設
- ④顕微授精の臨床実施に関する登録：439 施設
- ⑤非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：19 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：32 例[承認 27 例、(非承認 1 例)、審査小委員会審議中 4 例 (非承認症例の再申請 1 例を含む)、審査対象外 1 例]

久具幹事より「非承認/再申請症例はデュシャンヌ型筋ジストロフィーであるが重症度の面で如何かということで非承認となったものである。次回の小委員会で審査をする予定である」との報告があった。

(3) 会議開催

- ①平成 19 年度第 1 回登録・調査小委員会を 5 月 24 日に開催する予定である。
- ②着床前診断に関する審査小委員会を 5 月 24 日に開催する予定である。

(4) フジテレビの新番組「新報道プレミア A」(安藤優子キャスター他)で代理出産を特集するに当たり、本会に撮影取材の依頼があり、星合昊常務理事が対応した。放映予定日は 5 月 20 日 (日) である。

(5) 日本生殖補助医療標準化機関 (JISART) の友人・姉妹間の卵子提供について [資料：倫理 1]

久具幹事より「本会は平成 13 年に倫理委員会及び倫理審議会で卵子提供については匿名の第三者についてのみ認める、但し無償である、ことを決定したが、その後の審議はなされていない。これについてどう対応するか次回の倫理委員会で検討することとなる」との報告があった。

吉村理事長「友人・姉妹間の卵子提供について本会としては見解を出しているわけではない。婚姻関係にある夫婦において体外受精を行うことは見解で決めている。第三者からの卵子提供による体外受精に関しては何らコメントをしていない状況である。現在この点について案があるのは厚生科学審議会の案だけである。そこでは友人・姉妹間の卵子提供については禁止されている。この点については日本学術会議で恐らく検討されると思う。本会としては申請を受理し、日本学術会議の見解を見守るという回答で宜しいのではないかと現時点では考えている」

星合理事「公式に JISART から申請が来ているのか」

吉村理事長「未だ申請は来っていない。6 月初めには申請が来るものと思う」

(6) 生殖補助医療関連記事 [資料：倫理 2]

9) 教育 (岩下光利理事)

(1) 会議開催

- ①平成 19 年度専門医認定二次審査筆記試験問題選定会議を以下の日程で開催する。
 - ・第 1 回選定会議：5 月 8 日
 - ・第 2 回選定会議：5 月 16 日
 - ・第 3 回選定会議：5 月 29 日

岩下理事より「従来は 4 分野から知識問題を各 21 題選定していたが、集まってくる問題数等の観点から、今回は腫瘍と周産期の問題数を 21 題から各 24 題に増やし、生殖と女性のヘルスケアの問題数を各 18 題に減らして、選定している」との報告があった。

(2) 「産婦人科研修の必修知識 2007」頒布状況について

5月1日現在、入金済2,330冊、校費支払のため後払希望49冊、購入依頼47冊。

岩下理事より「本日(18日)現在の残部は1,494部である」との報告があった。

(3) 岩下理事より「ICD-11に関してWHOの改訂運営会議が小田原で4月17～18日に開催され、本会から本職と、日本癌治療学会を代表して落合和徳先生が出席した。ICD-11の改訂に関しては厚労省が非常に乗り気で積極的に日本の意見を入れてもらい、策定に関与したいということもあり、各学会にその受け皿となる委員会等を設置して欲しいとの要請があり、これを受けて本会も委員会を設置している。ICD-11が改訂されるのは2015年であり、まだ先のことであるが、DPCに絡んで社保、病院収入その他にも関係するので、整形外科学会や耳鼻咽喉科学会ではかなり本腰を入れて検討しているとのことである。厚労省は検討する内容や要望に関しては各学会で意見を纏めて欲しいとのスタンスである。先生方に理解を深めて頂くために、6月16日の第2回理事会に厚労省に出席して頂き、20～30分程度説明及び質疑応答の時間を設けることを提案したい。厚労省のICD室には了承して頂いている」との提案があり、特に異議なく、了承した。

(4) 岩下理事より「先ほど落合常務理事より報告のあったとおり、ACOGにはJunior Fellow College Advisory Councilがあり、そのFunctionの一つとして若手の意見を学会の運営や年次集会プログラムに反映することがある。それが若手のリクルートにも有効であるとのことである。このCouncilについて教育委員会で検討して欲しいとの理事長の諮問があるので、教育委員会の中にこれを検討する小委員会を設置したい」との提案あり、特に異議なく、了承した。

吉村理事長「Junior Fellow College Advisory Councilは若手のリクルートに役立つので、本会が後援するサマースクールとも協力し、Councilの設置を教育で検討して頂きたい。少しでも若手医師に入って頂くような学会作りをしていく、そのような宣伝活動も行っていくということである」

岩下理事「総務、学術、学術集会長とも相談しながら進めたい」

II. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会 (平松祐司委員長)

(1) 会議開催

①平成19年度第1回広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を5月18日に開催した。

平松理事より「本日の委員会で、バナー広告について募集をかけているが全く増えないので、如何に増やすかを議論した。1つの方法として機関誌の広告は1ページ全面で80千円/月であるがこれを100千円にしてバナー広告も掲載できるようにすれば、広告主は17～19社あり、全社が応じれば年間4,080千円～4,560千円の収入増が見込まれる。まず17～19社のバナー広告をホームページに掲載できるか技術面を検討し、問題なければそのような形で動きたい」との提案があり、特に異議なく、了承した。

(2) JOB-NET 公募情報について [資料：広報1]

(3) ACOG Web 会員について [資料：広報2]

平松理事より「メールアドレスがきちんと整理されていない、2006年1月以降の入会者に対してはACOGのWeb会員について案内がきちんとされていない、新規入会者の入会申込書にメールアドレスが書かれていないので、地方部長に依頼して入会するときからメールアドレスを登録してもらい、等を踏まえて機関誌6月号にお知らせのチラシを同封して整備したらどうかとの意見が本日の委員会で出された」との報告があった。

(4) ホームページアクセス状況 [資料：広報3]

(5) 平松理事より「先ほど教育から話のあった落合理事のACOGのレポートを受け、理事長から若手医師、学生、ローテーターに対してもニュースレターを出すことを広報で検討して欲しいとの諮問があった。本日の委員会では6月、12月に年2回程度発行し、同時にホームページに若手向けのページを掲載したらどうかとの意見が出た」との報告があった。

吉村理事長「ニュースレターについては是非とも実施して頂きたい」

2) 将来計画委員会（井上正樹委員長）

(1) 会議開催

- ①平成19年度第1回リクルートDVD作製委員会を5月10日に開催した。
- ②平成19年度第1回産婦人科診療ガイドライン作成委員会を4月27日に開催した。

(2) 日経新聞5月11日付記事「小児・産科に診療報酬厚く」[資料：将来計画1]

(3) ガイドライン評価委員会医会側委員について

委員：石渡 勇、可世木成明、力武 義之、千歳 和哉、片瀬 高、松岡幸一郎、小林 高、
中川 公夫、丹羽 国泰、前田津紀夫、吉田 智子、小関 聡、伊藤 暁二、小林 隆夫、
鈴木 光明

(以上15名)

委員について特に異議なく、承認した。

(4) フジテレビより情報番組「とくダネ！」(月一金 午前8:00~9:55)において“今、日本の医療に何が必要なのか”を特集するにあたり、本会に取材依頼があった。本会より産婦人科医療提供体制検討委員会海野信也委員長が対応する予定である。(放映予定日：6月5日)

(5) 読売新聞5月13日付記事「医学部に地域勤務枠」 [資料：将来計画2]

(6) 井上理事より「6月8日に第1回将来計画委員会を開催する予定である。産婦人科医療提供体制検討委員会の最終報告書に、基本理念として我が国の全女性が安全性、快適性を含めた適切な医療を多面的に受けられることを支援するとあり、そのことを理念に持ちながら本会がどのような方向に進むべきか検討したい。学術講演会会計の一般会計への取り込み、会場固定化、学術委員会の役割、私見だが学術集会に関して担当校がフリーハンドで学術的な面で裁量があればよいかとも思うし、医療提供体制に関しては、地方と中央ではかなり医療事情が違うため、その都度その地域に適した、会員が志を持って楽しく仕事出来る場を提供することが大事かとも思うので、そのような方向性で検討したい。産婦人科への若手のリクルートに関して、厚労省に言うべきこととして、2年間の研修制度のなかで特別枠を設けたり、あるいは制度をいじらなくてもその運用の中で若手をリクルートできるような場があるのではないかと思う。医会との連携、役割分担について、学術的な連携が必ずしもうまくいっているとは思いたいところもあるので、その辺も切り込んでいく必要がある。文科省は産婦人科医になる人が少ないということで、医学教育のあり方で非常に悩んでいるようであり、教育GPということで新しい教育プログラムを提供したところに対しては予算をつけている。新しい教育プログラムを産婦人科として作ることはサマースクールも関連してくる。一点に特化してもなかなか難しいと思うので、色々な面を総合的に考えたい。先生方のご意見を伺いながら、さらに耕すべきところがあれば耕して何とか産婦人科を盛り返していきたいと思うので宜しくお願ひしたい」と方針が示された。

吉村理事長「委員には医会からも6名入っているので、その辺を良く考えてアドホック的な委員会を作って頂いてその都度やって頂ければと思う」

吉川理事より「本職と医会の川端正清先生はガイドライン作成委員会の委員であるが、学会と医会の調整役として機能している。今度評価委員会が設置されるに伴い、作成委員会の委員を外して頂いて、評価委員会及び作成委員会の調整役としても動きたい」との提案があり、特に異議なく、了承した。

3) 男女共同参画検討委員会（田中俊誠委員長）

(1) 会議開催

①平成19年度第1回女性医師の継続的就労支援のための委員会を5月18日(18:00~)に開催する予定である。

田中理事より「委員会のメンバーには多くの有能でフットワークの軽い、しかも女性医師も多く加わ

っているので、よい提言を纏めていきたいと考えている」との抱負が述べられた。

吉村理事長「女性が働きやすい職場は男性にとっても働きやすいということである。女性に頑張ってもらえないと本会はもたないという状況に来ており、男女共同参画検討委員会は極めて重要な委員会と位置付けているので、宜しく願いたい」

4) AOCOG2007 組織委員会（武谷雄二委員長欠席につき久具幹事）

(1) 演題応募および事前登録について [資料：AOCOG2007 1]

久具幹事より「事前登録は5月7日現在で116であるが、14日現在では157となっている。少ないので是非増やして頂きたい」との報告があった。

丸尾監事「演題の投稿者には事前登録の締切日を連絡しているか」

久具幹事「機関誌の2月号、5月号に明記したチラシを添付して周知している。Eメールアドレスを登録している先生にはEメールでお知らせすることとした」

矢野幹事長「抄録をAcceptしたとのお知らせはしていないので、それと兼ねて通知して頂きたい」

久具幹事「本日（18日）までにAcceptのメールが発出される予定となっている」

(2) 50周年記念出版について [資料：AOCOG2007 2]

久具幹事より原稿の受領状況について説明があり、「原稿を催促はしているが、最終的にはAOCOG2007に間に合わせなければいけないので、数名の方の原稿は載らない可能性がある」との報告があった。

吉村理事長より「原稿が集まらない場合はやむを得ない。原稿の締切はいつか」

久具幹事「本来締切は3月末であるが、来週（5月21日からの週）半ばまでが限界である」

吉村理事長「再度催促して頂いて、それでも集まらなければやむを得ないと思う」

嘉村理事「Dr. Anandakumar についてはExecutive Board Memberなので是非とも原稿を書いて頂いた方が宜しい」

(3) ファイナルアナウンスメントについて [資料：AOCOG2007 3]

久具幹事より資料に基づきファイナルアナウンスメントの内容について説明があり、「9月23日（日）午後はAOCOGのプログラムを用意せず、海外からの出席者はexcursionをして頂くが、日本からの出席者にはガイドラインのコンセンサスミーティングを開催することになった。ガイドライン作成委員会から会員には通知されることとなる。Early Registrationは5月末までであり、来月から5千円上がり55千円となるので、早めに登録して頂きたい。また、教室や同門の先生方にも今月中の登録をお勧め頂きたい」との報告があった。

III. その他

(1) 役員、幹事、委員会委員（最終版）について [資料：その他 1]

矢野幹事長より「役員の役割分担で学術担当理事に吉川史隆理事が追加となっている。また、資料として配布した名簿を見て頂き、住所、Eメールアドレス等に間違いがないか確認して頂きたい」との説明があった。

(2) **星合理事**より「サマースクールの推薦依頼が地方部会に来ているが、どういう基準で推薦したらよいか。トータルの定員は学生40名、研修医40名とあるが、大阪には5大学があり、それぞれ2名を推薦すればそれだけで10名となる」との照会があった。

和氣理事「それは受講者ではなく恐らくセミナーをやる側の候補者の推薦と思う」

吉村理事長「再度連絡があると思うのでそれを待つて頂きたい」

以上